

ク・2・0（有効期間：令和27年12月末）  
（保存期間：令和5年12月末）

例規（交企、地）第2号  
令和5年1月17日

各 所 属 長 殿

山 形 県 警 察 本 部 長

高齢者交通安全教育実施要綱の一部改正について（例規通達）

高齢者交通安全教育実施要綱を一部改正し、本日から実施することとしたが、その趣旨等は下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

高齢者交通安全指導員を委嘱期間途中で解嘱した場合における補欠者（後任者）の委嘱期間について定めたもの。

2 内容

高齢者交通安全教育実施要綱（平成27年7月24日付け例規（交企、地）第32号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

3 留意事項

本要綱の一部改正に伴う関係事務に誤りが生じないように関係職員に対する指導教養を行うこと。

（担当） 交通企画課 交通安全対策係 課長補佐  
地域課 企画係 課長補佐

## 【参考】（改正後全文）

### 高齢者交通安全教育実施要綱

#### 第1 目的

この要綱は、高齢者に対する交通安全教育の実施及び高齢者交通安全指導員に関する必要な事項を定め、もって高齢者が関わる交通事故を防止することを目的とする。

#### 第2 高齢者に対する交通安全教育

##### 1 種類

高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）に対する交通安全教育（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の27に規定する交通安全教育をいう。以下同じ。）の種類は、高齢者交通安全教室、参加・体験型交通安全教育、啓発指導、個別指導及びその他の指導とする。

##### 2 高齢者交通安全教室

警察署長（以下「署長」という。）は、市町村や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、多くの高齢者が参加するよう配慮するとともに、特定の地域に偏ることなく計画的に交通安全教室を開催すること。

##### 3 参加・体験型交通安全教育

(1) 署長は、市町村、交通関連団体、指定自動車学校等と連携の上、交通法規や道路における安全な行動の周知を図るため、参加・体験型による交通安全教育を実施すること。

(2) 参加・体験型交通安全教育は、高齢者が交通事故の危険性を肌で感じることができ、極めて効果的であることから、積極的に実施すること。

(3) 参加・体験型交通安全教育の実施に当たっては、歩行者、自転車利用者、自動車運転者等様々な状況に応じて安全教育を実施するほか、可能な範囲内で交通事故に繋がるおそれが高い危険行為の実演や夜光反射材を活用した夜間の視認性の確認等を取り入れ、理解しやすく、かつ、興味を引く効果的な教育に努めること。

##### 4 啓発指導

(1) 署長は、多数の高齢者等が集まる公共施設や商業施設、病院等のほか、道路上における立哨、交通監視等の警察活動を通じて啓発指導を実施すること。

(2) 啓発指導の実施に当たっては、交通事故分析や事故発生状況等に基づいた啓発チラシや夜光反射材の貼付、配布等により、高齢者が理解しやすく効果的な啓発に努めるほか、特定の地域に偏ることがないように配慮すること。ただし、死亡や重傷等の重大交通事故が連続して発生し、又は発生するおそれがある場合にあつては、交通事故を防止するために効果的と認められる地域や対象を選定して実施すること。

##### 5 個別指導

(1) 個別指導は、通常指導と特別指導により実施すること。

(2) 通常指導は、日常の警察活動を通じ、管内の全域の高齢者に対して年1回以上実施すること。

- (3) 特別指導は、高齢者が関係する重大交通事故の発生等に伴い、署長が必要と認めた場合に、地域及び期間を定めて重点的に実施すること。
- (4) 個別指導は、地域課(係)員と交通課(係)員が連携し、高齢者本人及びその家族等と面接して指導を行うこと。
- (5) 交通事故に遭遇する危険性が高いと認められる高齢者については、その状況に応じて反復、継続した指導を行うこと。
- (6) 指導を受ける高齢者の日頃の生活実態に応じた具体的な指導を行うとともに、同居する家族に対しては高齢者の外出時における夜光反射材活用等の声掛けを積極的に行うよう指導すること。

## 6 その他の指導

署長は、高齢者の交通安全意識を保持させるため、前5項に規定する指導のみならず、あらゆる機会を捉えて反復継続的に高齢者に対して指導を実施すること。

## 7 高齢者に対する交通安全教育の留意事項

高齢者に対する指導に当たっては、交通の方法に関する教則や各種交通関係法令の遵守について指導を行うとともに、次の点に留意して実施すること。

- (1) 画一的な指導に終始することなく、高齢者の生活状況や周辺の道路環境等を踏まえた個別的な指導に配慮すること。
- (2) 高齢者が当事者となった交通事故や管内で発生した交通事故事例を活用するなど、興味を引く分かりやすいテーマでの指導を行うこと。
- (3) 加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動に及ぼす影響を理解させるなど、高齢者の特性を捉えた指導に努めるとともに、運転免許自主返納制度についても適切に指導を行うこと。
- (4) 自治体や交通関係機関・団体、交通関連の指導員等との連携を図り効果的に行うこと。
- (5) 高齢者に対する指導の進捗状況を資料化し、効果的かつ計画的に行われるよう配慮すること。

## 第3 高齢者交通安全指導員

### 1 委嘱及び解嘱

- (1) 高齢者交通安全指導員(以下「指導員」という。)の委嘱は、署長の推薦に基づき、警察本部長が委嘱状(別記様式第1号)を交付して行うものとする。
- (2) 署長は、指導員の推薦に当たり、管内に居住する自治会役員、民生委員等の現実に訪問活動等が可能である者の中から行うものとする。
- (3) 警察本部長は、指導員本人から辞職の申し出があったとき、指導員が死亡し、若しくは健康上の理由により指導員の活動が継続できなくなったとき又は指導員たるにふさわしくないと認められる非行があったときは、当該指導員を解嘱することができる。
- (4) 委嘱期間は、1年以内とし、解嘱により欠員を生じたときの補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 警察署ごとの委嘱人数については別に定める。

## 2 任務

- (1) 指導員は、警察署管内の高齢者宅を個別に訪問して高齢者本人及びその家族等に対し、安全な歩行・道路横断の仕方、自転車の乗り方等の交通安全知識の指導（以下「個別訪問指導」という。）、普及を行うこと。
- (2) 指導員は、個別訪問指導の結果、交通事故に遭う危険性があり、継続指導の必要があると認めた場合は、高齢者個別訪問指導結果報告書(別記様式第2号)により警察署に連絡するなど警察との連携を図りながら継続して指導を行うこと。
- (3) 指導員による個別訪問指導は、継続指導を要する高齢者宅を含め、指導員一人当たり原則として月10世帯以上とし、高齢者個別訪問指導結果報告書(別記様式第2号)により翌月5日まで署長に報告すること。

## 3 高齢者交通安全指導員証

- (1) 指導員は、個別訪問指導を行うときは、高齢者交通安全指導員証(別記様式第3号)を携帯し、関係者から請求のあった際は、これを提示すること。
- (2) 指導員は、委嘱の期間終了その他の理由により指導員でなくなったときは、高齢者交通安全指導員証を返納すること。

## 4 指導員に対する研修等

- (1) 署長は、指導員に対する委嘱時研修を行うほか、交通安全指導上必要と認めた場合は、随時研修を行うこと。
- (2) 署長は、交通事故の分析結果等の効果的な指導に必要と認められる情報の提供に努め、指導員の活動を支援すること。

## 5 個別訪問指導に関する留意事項

署長は、指導員に対し、個別訪問指導活動が効果的かつ安全に行われるため、次の点に留意した指導を行うこと。

- (1) 高齢者の生活実態に応じた効果的な指導に努めること。
- (2) 家族と同居している高齢者に対する指導を行う際は、可能な範囲で家族を同席させての指導に努めること。
- (3) 高齢者が理解しやすい言葉で、短時間の訪問指導に努めること。
- (4) 指導員自らが交通法規の遵守に努めるとともに、個別訪問指導中における交通事故及び受傷事故防止に配慮すること。

## 6 報告

署長は、指導員による個別訪問指導活動の実施状況を取りまとめの上、高齢者個別訪問指導実施状況報告書(別記様式第4号)により、翌月10日まで交通部交通企画課長を経由して警察本部長に報告すること。この場合において、特異連絡事項については、高齢者個別訪問指導結果報告書の写しを添付の上報告すること。

別記様式第1号～第4号 省略